

平成 30 年度農地中間管理機構の取組（活動）方針

（公財）三重県農林水産支援センター

農地の集積・集約化を進めるうえで重要な視点は、「地域の合意形成」（地域の農地を誰が中心となって担っていくか等）と考えており、県の推進方針（別添）に基づき、引き続き県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」に積極的に参画するとともに、市町、J A、公社、農業会議等関係機関との情報共有や連携強化に努め、担い手への農地集積・集約化に取り組みます。

【重点的取組事項】

- ① 農地利用最適化推進委員・農業会議・担い手組織（平成 28 年度連携協定締結）との連携強化による農地中間管理事業の活用拡大及び市町新任職員等の理解促進に対する支援
- ② 県・市町等関係機関と連携した機構関連農地整備事業の一体的推進
- ③ 関係機関等組織幹部へのトップセールス

平成30年度農地中間管理事業の推進について

平成30年4月19日
担い手支援課



1 平成29年度までの事業推進について

(1) 県の農地集積目標について

当県における担い手への農地集積目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では平成33年度に60%、また、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」では、平成35年度に70%としています。なお、農地中間管理事業（以下「中間管理事業」という。）による年間の集積目標面積は、年間における全体集積目標面積である約2,400haの約3割を中間事業で集積することをめざし、700haとしています。

(2) 農地中間管理事業の推進について

担い手への農地集積および中間管理事業の実績については、下記の表のとおりです。

平成27年度までは、別の制度で貸借されていた農地を中間管理事業で貸借し直す場合にも、機構集積協力金が交付されたことから、大きく中間管理事業の面積が拡大しました。しかし、平成28年度以降は、中間管理事業を活用する面積は低迷しています。

こうした中、平成28年4月の農業委員会法の改正により、農業委員会には、必須業務として、農地利用の最適化に取り組むことが位置付けられ、新たに現場で農地集積の調整などに取り組む「農地利用最適化推進委員」（以下「推進委員」という。）が設置されることとなりました。本県では、平成29年度末までに、23市町の農業委員会で450名を超える推進委員が設置されています。

これらを踏まえ、平成29年度には「三重の農地中間管理事業推進アクションプラン2017」を策定公表し、さまざまな取組を進めてきました。

特に、推進委員の活動が促進されるよう、農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針を策定するとともに、県内7ブロックにおいてキックオフ会議および研修会を開催し、推進委員の活動へのサポートを進めてきたところです。

また、中間管理事業の活用により集約化（担い手ごとの連担団地化）のメリットが大きい担い手として、特定農作業受託面積が多い農業経営体や集落営農組織、大規模な茶業経営体などを対象に、特定農作業受託や利用権設定から中間管理事業への切り替えを推進してきたところです。

しかしながら、担い手への農地集積は着実に増えつつも、中間管理事業の活用は大きく伸びるに至らない状況となっています。

<県内における農地集積の状況>

	H25	H26	H27	H28	H29(見込み)
農地面積	60,900ha	60,600ha	60,200ha	59,900ha	59,300ha
集積面積	17,941ha	18,243ha	20,158ha	20,111ha	21,058ha
中間管理事業		78.8ha	968.7ha	326.5ha	243.5ha
上段 単年度		78.8ha	1,047.5ha	1374.0ha	1,617.9ha
下段 累計	—	(目標 420ha)	(1,120ha)	(1,820ha)	(2,520ha)
()は目標					
集積率	29.5%	30.1%	33.5%	33.6%	35.5%

2 平成30年度の推進方針

地域の農地集積・集約化に係る現状や課題などを踏まえたうえで、以下の取組を推進します。

(1) 市町担当者等への農地集積に係る制度への理解促進

市町担当者の皆さんなどを対象に、研修会などを開催し、農地集積に係る制度（農地法による許可、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、中間管理事業など）への理解を深めるとともに、ワークショップなどを開催し、中間管理事業を推進するにあたっての地域における課題や対応策などの検討を進めます。

特に、更新時期を迎える利用権設定農地については、窓口となる市町担当者の皆さんから、農地の出し手と受け手に対し、中間管理事業の活用を積極的に働きかけていただくようお願いします。

(2) 中間管理事業を推進する「最重点地区」の設定と対応策の推進

中間管理事業を推進する地区として、これまで、96のモデル地区、87の重点地区、28のターゲット集落があり、選択と集中によるサポートが行われていません。

このため、地区における担い手の存在や経営規模を縮小する兼業農家などの状況、基盤整備事業の実施要望などを考慮の上、今後3年以内に集積が進む可能性の高い地区を「最重点地区」（1市町3地区以内）に設定し、県事務所に設置した推進チームがPDCAサイクルを回しながら、重点支援に取り組みます。

(3) 三重県型集落営農組織での人・農地プランの策定推進及び中間管理事業の推進

土地利用調整機能や担い手などが確保されている集落営農組織（三重県型集落営農組織）は県内に321集落営農組織あり、このうち、「人・農地プラン」が策定されていない集落営農組織が、まだ142集落営農組織あります。

このため、「人・農地プラン」が未策定の集落に対し、キーマンなどへの働きかけや説明会・座談会の開催を促し、策定を推進します。

(4) 大規模経営を行う担い手に対する利用権設定から中間管理事業への切り替えの推進

平成29年度に引き続き、担い手のうち、特定作業受託や利用権設定農地が多い大規模経営を行う農業経営体を対象として、特定農作業受託や満期を迎える利用権設定から中間管理事業への切り替えを関係機関が一体となって推進します。

なお、この切り換えは、水田農業を行う経営体だけでなく、茶産地における大規模茶業経営体も対象として推進します。

(5) 農地利用最適化推進委員などの活動促進

推進委員は、農地利用の最適化に向け、地域における農地集積に係る制度の周知やPR、農地利用に係る合意形成、出し手の掘り起こしや受け手との調整などの取組を行います。

それぞれの地域で、推進委員の皆さんが活動を積極的かつ円滑に進められるよう、研修会などを開催し、必要な知識やスキルについて習熟を図るとともに、推進委員の交流会を開催し、推進委員間のネットワーク、連携を促進します。

また、推進委員からの情報収集や支援要請などを一元的に管理する「コーディネーター」を三重県農業会議に設置し、推進委員の皆さんへのサポートにあたります。

3 推進に向けた連携等について

(1) 農業基盤整備事業との連携について

土地改良法の改正により、機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担を求めずに基盤整備事業が実施できる「機構関連土地改良事業」が創設されました。

「機構関連土地改良事業」の実施に際しては、基盤整備の分野と農政・普及指導の分野に係る担当者の連携を密にし、円滑に事業実施ができるよう、情報共有に取り組みます。

(2) 補助事業や税制との連携について

中間管理事業の活用が促進されるよう、以下に掲げる国の補助事業などでは、中間管理事業の実績などをポイント化し、合計点が高い事業から優先採択されています。

- ・経営体育成支援事業
- ・産地パワーアップ事業
- ・強い農業づくり交付金

また、税制においても、遊休農地に対する固定資産税の課税強化、保有農地全てを長期間にわたって機構に貸し付けた場合の固定資産税の減免措置などがあります。

こうした中間管理事業に係る国の補助事業や税制のメリット・デメリットを、県や市町、関係機関による説明会や研修会などを通じて、集落の農業者等に周知していきます。

(3) 中山間地域等直接支払交付金制度との連携について

中山間地域における農地が、営農により適正に管理されるよう、中山間地域等直接支払交付金制度の「集落協定」の締結・維持が困難な地域にあっては、中間管理事業との連携を図りながら、集落外の担い手との「個別協定」による営農の継続を推進します。

4 集落営農組織の法人化及び企業や福祉事業所の農業参入の促進について

(1) 集落営農組織の法人化

集落営農組織の場合、農地の権利設定を受けるには、法人であることが必須です。

このため、集落営農組織の法人化に向け、国の農業経営者サポート事業の活用により、集落営農組織等からの相談への対応や情報の提供などに、関係機関が連携して取り組みます。

また、集落営農組織の法人化、集落営農の組織化に際しては、国の農業経営法人化支援事業を活用し定額助成に取り組みます。

(2) 企業等の農業参入の促進

本県では、建設業、食品製造業、自動車製造業などの企業が農業参入しています。また、JA出資型農業法人や福祉事業所等も参入し、地域の担い手として活躍しています。

こうした企業や福祉事業所の農業参入に際しては、農地の確保、技術の習得、資金の確保などが課題であることから、関係機関が連携を図り、相談への対応、農地情報の提供、各種補助事業や資金の活用支援などに取り組みます。

5. 事務所別の集積目標

事務所別の集積目標を以下のとおりとする。

(計算式)

集積目標面積＝平成28年耕地面積×70%

平成30年目標面積＝(集積目標面積－平成28年集積面積実績)×1.7%

※ 平成30年目標面積の市町合計が700haとなるように1.7%を掛ける。

	集積目標	累計集積面積
桑名農政事務所	75.8ha	335.8ha
四日市農林事務所	162.3ha	137.4ha
津農林水産事務所	99.0ha	185.7ha
松阪農林事務所	139.9ha	419.6ha
伊勢農林水産事務所	90.1ha	76.8ha
伊賀農林事務所	100.9ha	438.1ha
尾鷲農林事務所	4.4ha	2.1ha
熊野農林事務所	27.6ha	22.4ha
合 計	700.0ha	1,617.9ha